

# 平成30年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

Colabo	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目	不開示					

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
<input checked="" type="radio"/> 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか <input type="radio"/>	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

谷田 部長

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

合計

不開示

(谷田)

(谷田)

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

不開示

1回目 谷口

不開示

安田 石塚 磯谷

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

和田

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
<input checked="" type="radio"/> 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

1回 和田

不開示

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

王(谷)田 深良



※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

12の(12)

20月谷

不開示
-----

## 平成30年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

BONDプロジェクト	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目	不開示					

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っている
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
○適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

部長

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

合計

確認済み

不開示

① 安田

谷口

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示
-----

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

一回目

不開示

谷口

2 "

石塚紀博

安田

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

11/21

和田

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
<input checked="" type="radio"/> 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

- ※ 評価点の内容は以下のとおり
- A 非常に優れている(20点)
  - B 優れている(16点)
  - 標準(12点)
  - D 劣っている(8点)
  - E 著しく劣っている(4点)

※採点の集約の方法は以下のとおり  
 ・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

不開示

不開示

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

土 岡 理 史

1日の松岡

→ 安田

不開示

石塚6月係

## 平成30年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

ライトハウス	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っている
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
<input type="radio"/> 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

部長

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- 標準(12点)
- 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

第1回 安田 合計  
 2回 松田

不開示

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

第一回

不開示

山口

2

石橋

安田

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

和田

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
<input type="radio"/> 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- 標準(12点)
- 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

12の和田

不開示

2 " 安田

石橋品子

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

玉岡 ぽも

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

第5回 安田 合行  
 確認 谷口

不開示

点

平成30年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者評価委員会議事概要

平成31年2月12日(火) 11時10分～12時23分

第一本庁舎28階 28C会議室

出席者

谷田委員長(少子社会対策部長)

不開示(外部有識者・不開示)

玉岡委員(少子社会対策部育成支援課長)

和田委員(少子社会対策部女性相談センター所長)

事務局等

小竹課長代理(育成支援課)

磯川主事(育成支援課)

松田統括課長代理(女性相談センター)

安田課長代理(女性相談センター)

谷口主任(女性相談センター)

不開示

## 平成31年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

Colabo	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

合回

① 不開示

確認済

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

合計 不開示 *km* ✓

確認済

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

新倉課長

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

不開示

点

不開示

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

五回課

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

不開示

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 一般社団法人Colabo

三木

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

三木所長



※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

合計 不開示 点 ✓

確認済 ✓

## 平成31年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

BONDプロジェクト	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか  ○	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

答 ②

不開示

石塚 6/14

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

不開示

石塚 誠

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	]
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	不開示
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

○ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

新倉 謙二

不開示

石窪 認清

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

玉岡 謙吾

不開示

確認済

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人BONDプロジェクト

三木

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

- 評価点の内容は以下のとおり
- A 非常に優れている(20点)
  - B 優れている(16点)
  - C 標準(12点)
  - D 劣っている(8点)
  - E 著しく劣っている(4点)

三木 所長

① 松田

不開示

✓

不確認済

※採点の集約の方法は以下のとおり  
 ・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

# 平成31年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

## 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

ライトハウス	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っている
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

谷田  
 ① 不開示  
 石橋 啓

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

● 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

不開示

不開示

石倉 さん

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

新倉 誠  
不  
開  
示 点  
確認 不  
開  
示

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

玉田 課長

不開示

藤原 玲

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
 ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業受託事業者審査票

団体名 特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

三水

評価基準	評価
(1)若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか	不開示
(2)団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか	
(3)適切な実施体制や必要な人員を確保しているか	
(4)個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか	
(5)行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか	

※ 評価点の内容は以下のとおり

- A 非常に優れている(20点)
- B 優れている(16点)
- C 標準(12点)
- D 劣っている(8点)
- E 著しく劣っている(4点)

三水所長

※採点の集約の方法は以下のとおり

・各項目の点数(100点満点)を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

合計 不開示点

確認済

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業

評価委員会 議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前11時開会

不開示

# 令和3年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

## 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

Colabo	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 奈良部 瑞枝

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぷす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 木村 総司

	評価基準	コラボ		バンド		若草		ぱつぷす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 榎本 光宏

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぷす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査査票

審査員名 女性相談センター 三木明香

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 不 開 示

評価基準	コラボ		ポンド		若草		ばっぷす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

## 令和3年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

ボンドプロジェクト	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 奈良部 瑞枝

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 木村 総司

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 榎本 光宏

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぱす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 女性相談センター 三木明香

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぷす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。  
ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 引 廻

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぷす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

# 令和3年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

## 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

ばつぷす	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 奈良部 瑞枝

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばつぷす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 木村 総司

	評価基準	コラボ		バンド		若草		ばっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 榎本 光宏

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶず	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 女性相談センター 三木明香

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶず	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 不 開 示

	評価基準	コラボ		バンド		若草		ばっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

## 令和3年度若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告

### 【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として不適格とする。

若草プロジェクト	合計点数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
A委員	不開示					
B委員						
C委員						
D委員						
E委員						
平均点						
過半数の委員がE評価をした項目：		不開示				

項目1	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか
項目2	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか
項目3	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか
項目4	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
項目5	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか

A	20点	非常に優れている
B	16点	優れている
C	12点	標準
D	8点	劣っている
E	4点	著しく劣っている

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 奈良部 瑞枝

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 木村 総司

評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶす	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2) 団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3) 適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4) 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5) 行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 榎本 光宏

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ぱっぶず	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名 女性相談センター 三木明香

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		はっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合 計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者審査票

審査員名

不開示

	評価基準	コラボ		ボンド		若草		ばっぶす	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1)	若年被害女性等に対する福祉施策や本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して、事業を実施しているか								
(2)	団体の強み・特徴等を生かして支援を行っているか								
(3)	適切な実施体制や必要な人員を確保しているか								
(4)	個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか								
(5)	行政の各支援機関等と連携・協力しながら実施しているか								
	合計								

不開示

【採点の集約の方法】

各項目の点数（100点満点）を集計し、平均60点以上の団体を原則として、受託団体として適格と認める。

ただし平均60点以上でも、過半数の採点者がEを選択した項目が1つでもあれば、その団体は原則として、不適格とする。